

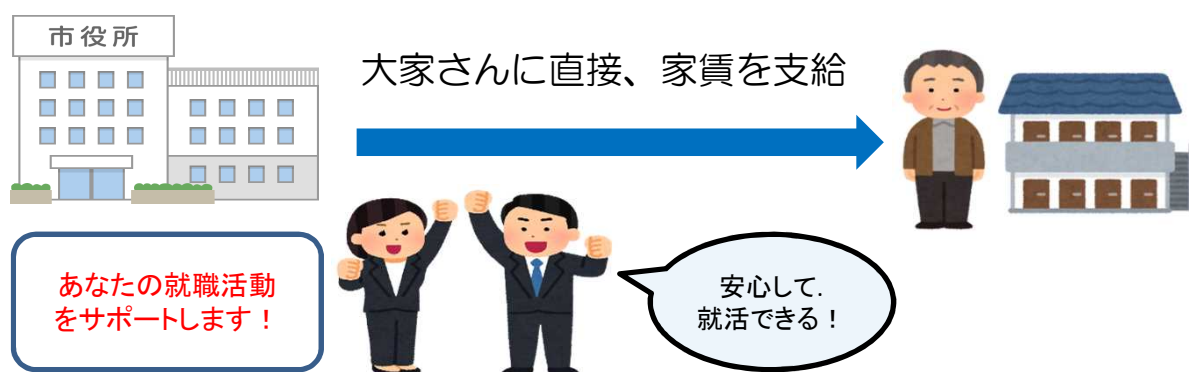
住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3か月間、**家賃相当額**を**大東市から家主さんに**直接支給します。

○どのような方が対象ですか？

○仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
○休業等(※)により収入が減って、家賃を払えなくなりそうな方

※雇用先のシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小などによるものに限る



※詳細は、「くらしサポート大東」へご相談ください。(☎072-870-9664)

面談については予約制と致します。ご協力お願い致します。

予約なしでお越し頂いた場合は、申し訳ございませんが、対応できないことがあります。
書類の提出にあたりまして、事前に予約のご連絡をお願いします。

●住居確保給付金の支給対象

支給申請時に以下の①～⑩の**すべてに該当する方が対象**となります。

- ①離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は住居を喪失するおそれのあること。
- ②申請日において、イ) 離職等の日から2年以内の方又は、ロ) 申請時に、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方。
- ③離職等の日に、その属する世帯の主たる生計維持者であったこと又は、申請日の属する月に、その属する世帯の主たる生計維持者であること。
- ④申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること。
- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が単身世帯、複数世帯とも基準額×6 (ただし100万円を超えないこと) 以下であること。
- ⑥誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等を行うこと。
上記②のロ) に該当する方は経営相談等による自立に向けた活動に代えることができる場合があります。
- ⑦地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑨過去に「住居確保給付金」を受給していないこと。(大東市以外の自治体を含む)
※ただし、再支給が可能となる場合があります。
- ⑩申請日時時点で生活保護を受給していないこと。

住居確保給付金の支給額 持家の住宅ローンや共益費（管理費）、借地代、駐車場代は対象外

収入が、「基準額」を超えて「収入基準額」以下の場合、次の計算式で支給額を決定します。

支給額(下記支給額が上限) = (実際の家賃額 + 基準額) - 申請月の世帯収入額

	単身世帯	2人世帯	3人～5人世帯	6人世帯	7人以上
支給家賃額 (上限額)	39,000円	47,000円	51,000円	55,000円	61,000円

①支給期間：原則3ヶ月間

【一定の条件により3ヶ月間の延長および再延長が可能（最長9カ月まで）】

②支給方法：貸主等の口座へ直接、振込みます。

金融資産額

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円以内
2人	78万円以内
3人以上	100万円以内

金融資産は、現金、預貯金、債券、株式、投資信託をいいます。上限額を超えて資産をお持ちの場合は、支給対象外となります。生命保険、個人年金等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

収入基準額

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下です。（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額（住宅 扶助に基づく額 が上限）	123,000円
2人	130,000円		177,000円
3人	172,000円		223,000円
4人	214,000円		265,000円
5人	255,000円		306,000円

求職活動等の要件

受給期間中は①か②のどちらかの求職活動等を行ってください。

受給中の義務となりますので、求職活動等を怠る場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

① 公共職業安定所（ハローワーク）等での求職活動を行う方（A～Eの全ての活動が必要です。）

- A 申請時、ハローワークへの求職申込みを行うこと。
- B 月4回以上、くらしサポート大東の相談支援員等による面接等の支援を受けること。
- C 月2回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。
- D 原則、週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。
- E プランに沿った活動を行うこと。

② 経営相談等による自立に向けた活動を行う方（A～Eの全ての活動が必要です。最大6カ月間。）

- A 経営相談先への相談申込みを行うこと。
- B 月4回以上、くらしサポート大東の相談支援員等による面接等の支援を受けること。
- C 原則、月1回以上、経営相談先へ面接等の支援を受けること。
- D 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。
- E プランに沿った活動を行うこと。

※再延長期間（7～9ヶ月目）は、上記の①公共職業安定所等での求職活動を行うことが必要です。